平成２８年（フ）第１５４３号
埼玉県新座市野火止５丁目15―32―103
債務者　木島　栄子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１１号
横浜市磯子区滝頭３丁目１番33―212号
債務者　林　　健
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９３号
神奈川県高座郡寒川町中瀬13番22号　コーポたま４号室
債務者　市川　　崇（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９４号
神奈川県高座郡寒川町中瀬13番22号　コーポたま４号室
債務者　市川佳那子（旧姓柴垣）
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２８号
横浜市西区浅間町４丁目341番地１　カーサ・フジエ302号
債務者　畠山　弥彦
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７２号
横浜市港南区野庭町601番地　野庭住宅２棟508号
債務者　大久保美代子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８３号
横浜市南区真金町１丁目４番地６　ホーメストハイツ大通り公園203
債務者　亀田　奈美
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７号
栃木県栃木市新井町1005―４　ベル・メゾンⅠ　101号室、住民票上の住所栃木県栃木市大宮町2082番地
債務者　佐山　真亮
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１１６号
横浜市鶴見区岸谷４丁目１番18号　ネオステージ岸谷202号室
債務者　渡辺　純生
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４３号
神奈川県海老名市中新田２丁目21番27―103号
債務者　内田　節子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０９号
神奈川県茅ヶ崎市富士見町８番11―１―206号　ライオンズガーデン茅ヶ崎
債務者　バーセレミ真希子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４２号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目20番13号　ベルハウスⅡ　101
債務者　吉田　初枝
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１０６号
千葉県君津市広岡598番地
破産者　岡田　シズ
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第５８９号
千葉県鎌ケ谷市道野辺本町１丁目10番２号
破産者　伊藤　惠子
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５９７号
東京都目黒区下目黒２丁目14番16―403号光ビル、開始決定時の住所千葉県松戸市稔台1082番地の３
破産者　松井　愛恵
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６１５号
東京都千代田区三崎町２丁目12番５号　大雅ビル１階
破産者　有限会社ごち蔵
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部